保護者各位

こども園・保育所　園長

インフルエンザによる出席停止 報告書の提出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザに罹患した（疑いを含む）場合は通常の欠席ではなく出席停止の扱いとなります。
登園の際には、以下の報告書と体温の計測結果を記入し担任へご提出ください。

提出日	令和　年　月　日
園児氏名	（　組）
保護者氏名	
インフルエンザ型名	インフルエンザ（　型）
出席停止期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
医療機関名	（受診日　月　日）
発症日（発熱等症状が始まった日）	令和　年　月　日

記入上の注意

※ インフルエンザに感染した場合、保護者の方がこちらの用紙にご記入ください。

[インフルエンザ出席停止　早見表]

※ 発症日から登園出来る日までの体温を毎日記入して下さい。
※ 停止期間は発症した後5日間を経過し、更に乳幼児は解熱してから3日間は登園する事が出来ません。
※ 発熱等、インフルエンザの症状が始まった日を発症日とします。

		発症日	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過	9日経過
例1	発症日翌日　に解熱	発　熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症5日目	登園可能日			
例2	発症日2日後に解熱	発　熱	発　熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能日			
例3	発症日3日後に解熱	発　熱	発　熱	発　熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能日		
例4	発症日4日後に解熱	発　熱	発　熱	発　熱	発　熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能日	
例5	発症日5日後に解熱	発　熱	発　熱	発　熱	発　熱	発　熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能日
	月　日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
体温	一番高い体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃